

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十四年八月十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百十号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（平成二十四年法律第二十七号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十四年十月一日とする。

財務大臣 安住 淳
厚生労働大臣 小宮山 洋子
内閣総理大臣 野田 佳彦